



事務連絡
令和3年1月13日

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、1月13日（木）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

1月13日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更について

1月7日、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出され、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を、緊急事態措置を実施すべき区域として決定したところです。

本日、第52回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が決定されました。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月14日から令和3年2月7日までの25日間となります。

また、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。さらに、同日付で各都道府県知事等宛に「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されております。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和3年1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030113.pdf
- ・令和3年1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）における菅内閣総理大臣発言【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202101/13corona.html
- ・令和3年1月13日菅内閣総理大臣記者会見【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0113kaiken.html
- ・令和3年1月13日新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210113.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月13日変更）【新規】
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210113.pdf
- ・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年1月13日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf
- ・1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について（令和3年1月8日付スポーツ庁政策課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（内閣官房HP）
<https://corona.go.jp/emergency/>

[その他]

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp